

(議長)

次に小野寺議員の発言を許可いたします。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

それでは、一般質問を行います。ちょっと時計見ながら考えてたんですが。1問目は、少し、私の時間配分でいうと、ここは少し時間取るかもしれないと思って、ちょっと考えていました。実はこの質問項目、買い物等移動困難者制約者の実態把握を、町長もお気づきだと思いますが、3月議会の一般質問でも同様の質問をいたしました。それで、広く言うと、移動困難。もう少し具体的にいうと、今日もいろいろ話が出ました。買い物、通院、もしくは今まで自家用車でなんなく交通の便を供していた方が、仮に免許を返納したとすると、すぐ目の前にこの困難が出てくる。そういう問題をこの間、何回か取り上げましたが、なかなか町長もしくは関係課長と若干の、私と町長と関係課長との認識もちょっと違ってる部分があったのかなということで、今日は少し、その事も含めて、問題点を少しははっきりさせたいなという意味で、取り上げました。それで、通告にも書きましたが、先程も言いました3月の定例会の私の一般質問、これについては、町長の答弁、第6次江差町総合計画の策定段階において、移動困難者ゼロの取り扱いも含め、全体的な論議を深めたいと。そういう答弁でありました。私は江差町の各種、先程も小林議員からもありましたが、各種総合計画等々の中で、それを論議していくという部分は、それはそれとして積極的に、前向きなものとして評価しております。しかし、先程の飯田議員含めてなんですけれども、目の前にある、この移動困難の現実考えた場合、来年再来年の総合計画、それはそれとしてしっかりとやっていかなければなりません。目の前の問題についても、やはり、先程の飯田議員の質問です。しっかりと、対応していかなければならないと思います。先ほどの免許の返納者、自主的な返納者を仮に取り上げた場合、もうすぐ直面するのが、先程もありましたが、買い物どうする、通院どうする、趣味だとか町の主催の等々のイベントに参加する、いわば社会参加、そういうものをどうするか。控える、行かない、そういう問題が直面します。免許の返納問題だけではありませんが、江差町の3月議会でも取り上げましたけれども、江差町の65歳以上の高齢者、全人口のどうでしょう。今37、8パーセント。2千8百人くらいいるんでしょうか。75歳以上ですと2割でしょう。1千6百人前後。この中のかなりの方が、買い物、通院、社会参加で、いろんな困難を今抱えています。それか

ら、3月議会で一般質問だけではなくて、私は同様の予算質疑でも、関係課にお聞きしました。その中で、答弁もありましたが、例えば、先程は高齢者ですけども、その高齢者の中の介護認定受けている方、ま、要支援、総合事業も含めて、私は5百人という話をしたら、関係、当該課長から、在宅でいうと約350人。で、その350人のうち、町として約200人は歩行になんらかな支障を、があるというふうに押さえているというふうに答弁もありました。本当に今日の前で多くの方が、買い物、通院、社会参加、困難を抱えております。先ほど言った町長の答弁、具体的な実態をあまり把握していないというのが町長の答弁でもあり、また、その後の私の再質問と予算質疑も含めて、関係課長からは、なかなかちょっと大変な、残念な答弁だなど、率直に思った部分もありました。それで、私はその後、私も関わっているNPOで、移送サービス、先程もちょっと出ておりました、福祉有償運送、町長から話がありましたが、その件ですが。その移送サービスの事業展開、これは直接的には国、函館陸運局、陸運支局。そして江差町との連携の中で、各種、相当面倒な行政手続きがありますが、その中で改めて私、通院、買い物、先程言った社会参加、この移動の時、外出の時、多くの困難を抱えている高齢者がいるという、改めてその実態に触れました。で、このことについてその事、担当課とも意見交換をさせて頂きました。で、それらを踏まえて、以下質問いたしますが、それで、先程冒頭言いました、多少の認識の違いがあっても、すれ違いがあっても困りますので、私はこう考えているということ、先に少し説明させて頂きます。特に一般的な移動困難制約というよりも、バスを使いたい、タクシーを使いたい。だけれども、いろんな事情で、バス、タクシー等を使えない。そういうこともあるということ、改めて私は町長、関係課に知って頂きたい。バスを使いたいと思っても、バス停まで離れている。これ本当に大変な問題です。だからバスが走っているからといって、そんな簡単に使えるわけではないんです。体が弱くなった。介護保険受けている方。また、バス停があったとしても、自分が行きたいところ、目的地への路線がない、これもすごく大きな問題であります。それから、日常的には買い物です。日々買い物、もしくは何日間かまとめて買い物。これ、まあ、天気の良い時はそれを感じなくても、雨が降ったり、雪が降ったり等々、荷物を持ってですね、バスの乗降りが大変だということ、改めて感じました。健常な方はなかなか感じなくても、足腰が悪い。とにかく乗る時は乗っても、買い物をした後、降りるのが大変。バスを使うのが大変。また、ちょっと距離開けたとき、移動中に、これはなかなかアンケート、町がいろいろやってるアンケートでは、こういうことなかなか実態出てこないかもしれませんが、トイレの事が心配だ。具合悪くなるんじゃないか、だからちょっとした時間があるバス、乗れない。これも本当に重要な事案です。それから先ほどノンステップの話出ました。ノンステップかなり普及していますが、ステップバスもまだあります。ステップバスに乗るとすると、先程の買い物の荷物もそうですが、無くたって、とにかく乗降りが大変な方がいる。まあ、我々の部分だとそんなに感じないですけれども、本当にちょっと高いだけでも、そうい

うバスにはもう乗れない。それから、じゃあタクシーという話。役場からも良く聞かれます。で、国が言っているいろんな対策等々はちょっと違うのではないと言われてますが、私は重要な問題だと思っているんです。買い物しょっちゅう行くのに、道立病院に行くのに、しょっちゅうタクシーを使えるかと。中には使うこともあるかもしれませんが。緊急で。だけでもそんなにそんなにですね、道立病院行くのに片道なんぼなんでしょう。千円、二千円。函館にどうしても病院等に行く、バスではなかなか使えない。タクシーで使ったら片道二万円くらいですか。往復で四万。タクシーで。こういう問題点があるということを、これが移動困難制約で、先程町長の答弁にありました、福祉有償、これ具体的になかなかイメージとしてわからないと思います。どういうことをやっているか。ま、簡単です。これは道立病院の中から、外に出るところで、福祉有償をやっている方、この方は資格ある方で、こういう乗降、院内介助などでもできる方なんです。とにかく数人の方、この方は要支援ですけれども、フラフラする、一人では危ない。それで、病院から帰る時も介助しながら、結構、車あるところまで距離あります。ありますからね。こういうのはバスに乗った人、タクシー乗った人、してもらえないんですよ。だから、こういう部分が必要。そして、これ車乗るのも大変。車をよいっしょよいっしょと、私写真撮ってる時でも本当に苦労していました。あともう一枚。帰ってから、これはまるやまの第四団地かな。例えばこれちょっとしたステップ、こういうところにつまづくので、よいっしょと、運転主、まあ介助の方は、とにかく、エレベーターありますので、中の、町営住宅のエレベーターまで見届けて、確認して、移送の仕事は終わったと、こういうことを移動困難制約者に対して、仕事をやっているというのが、先程の福祉有償の件ですが、こういうことがあります。それで、改めて質問に、また変わりますけれども、二つお聞きいたします。

まず、この問題は、大きく分けて高齢者対策の側面と、私、公共交通の側面で分けて考えれば、すごく分かり易いかなと思って、1、2としました。最初に高齢者対策の側面からです。で、前回3月議会の私の質問。ああ再質問に対して、高齢あんしん課長の答弁は、先程のNPO団体のことですが、等のいろんな手段を使って、とりあえずどうにか対応できている。とても私そうは思えなかったんですが、思うんですが。で、不便はあるんでしょうけれど、なんとか足はある。という内容でした。で、この答弁はどこまで実態を把握したうえでの答弁だったんでしょうか。町長にお聞きしますが、町長も同じような認識なんでしょうか。で、高齢あんしん課では、住民への聞き取り等を通して、地域の実態把握を進めています。で、これは今国の介護保険という大きなくりの事業の中で、長ったらしいんですが、介護予防日常生活支援総合事業というのが今ありますけれども、そのガイドラインで、要支援者だとか、高齢者の在宅生活を支えるために必要な生活支援策について、それぞれの地域の、地域、江差町なら江差町の南ヶ丘とか、本町とか。家族構成、経済状況、外出の状況、移動の手段等に関する定量的情報、役場の窓口担当者が把握している情報等活用し、地域のニーズ、どういうこと困ってる

のかと、そういう把握と地域の課題を把握して、行動化、課題の解決の組立、行動化することが狙いの一つと、国の方でなっています。分かり易く言えば、一定の数値で、問題点を具体的に明らかにする。ということだと思います。で、地域における移動に対するニーズへの対応、この江差町のどこどこのどういう課題があるか、そういうニーズ、そういう対応について、これは先ほど言った交通部局、まあまちづくりでしょうか。それから、福祉の側面。直接的には交通部局の方が対応。で、その対応を効果的に進めるために政策を立案する。情報を共有する。意識改革等福祉部局と交通部局が連携した対応が重要であるというふうに、ガイドラインではなってるんです。まあ、全部が全部、国の言うとおりにやれとは言いませんけれども、必要なところは私やるべきだと思います。江差町でいえばですね、まちづくり推進課、町民福祉課、高齢あんしん課等が連携して対応しましょう、ということをして、私はこれ、当然の事だろうと思うんです。それで、改めてお聞きしますが、先程の課長の答弁。高齢者等の買い物、通院、社会参加の際の移動の手段、先程言ったバスはなかなか乗れない。タクシーを使うたってゆるくない。体が状態悪い。そういう場合の移動の手段、私の言葉でいえば移動困難者制約者について、現時点で定量的な状況を把握して、ニーズを把握して、課題を把握したうえで3月議会での答弁だったのかということ、町長もそのことを認識していたのかと、このことをお聞きしたい。

それから、視点の2つ目の公共交通の点からなんですけれども、それで、まちづくり推進課は、先程もちよっと出ましたが、地域公共交通会議所管しております。で、この会議の運営については、必要な交通手段の導入について建設的な協議を行うためには、地方公共団体の把握する地域交通、先程言ったバスだとかタクシーだとか、民間福祉団体やってるそういう部分ですね。そういう課題の具体的な情報を基に、地域の移動ニーズを明らかにすることが必要である。そして、潜在的な移動ニーズの把握にあたり、地方公共団体の交通政策部局と福祉部局との連携や情報共有、これは先ほどと同様ですけれども、それが重要だと。これは国土交通省の方に、地域公共交通会議の考え方として示されております。で、これに則って、まちづくり課も推進課も推進していると思います。で、そのうえで、二つお聞きします。公共交通政策の点から、現時点で、どのような移動ニーズ、先程いったいろんな各種高齢者等の問題、何か求められているか。そういうニーズが明らかになっているのか、お知らせ願いたい。

それから、これまで、何年か、公共交通会議行っていると思います。その前の部分もあると思うんですけれども、その移動ニーズについて、通院の際の困難性、買い物が大変だ、困難性。そういうことについて福祉サイドからの情報共有、そういう情報がなかったらなかなか交通部局でもできない。まちづくりでもなかなかできないと思うんですけれども、どういう論議がされてきたのか。合わせてお聞きしたいと思います。以上です。

(議長)

はい。午後1時まで休憩いたします。答弁は1時から答弁いたします。
1時まで休憩いたします。

(議長)

休憩を閉じて再開し、1回目の答弁から入ります。
「町長」。

「町長」

小野寺議員の買い物等の移動困難者制約者の実態把握に関する2点のご質問にお答え申し上げます。

まず1点目の高齢者対策の観点からでございます。平成31年第1回議会定例会における小野寺議員の一般質問に対する、高齢あんしん課長の答弁で、どこまで実態を把握した答弁だったのか。ということでございますが、これまで、町内に在住されている65歳以上の方、全員を対象とした、移動困難者制約者の実態調査を行っておりません。そういう状況の中で、昨年10月に新設いたしました高齢あんしん課が有していた情報が、平成28年度より地域包括支援係の生活支援コーディネーターが主体となり、取り組んでいる地域実態把握調査であり、年齢等関係なく15町内会の全世帯、約1,700軒を訪問し、回答を得られた約400件を基に、現状で把握し得る、し得る情報をベースに、担当課長が答弁したものであり、高齢の方などの移動手段における潜在的なニーズを全て踏まえた答弁ではないものと認識しております。高齢者、高齢の方などの移動手段について、実態を把握する必要があることも認識しておりますが、全ての方を確認するのは困難であるため、関係機関を始め、介護事業所や各種法人、町内会、自治会、民生委員等、地域の皆様からの情報や協力を得ながら、状況把握に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に公共交通政策といった観点から2点のご質問のお答えいたします。初めに現時点でどのような移動ニーズが明らかになっているかというご質問であります。都市計画マスタープランの町民アンケートからは、バスなどの公共交通状況の満足度を年代別にみると、満足度は高くなく、特に20代、50代で不満度が高くなっております。また、直近の総合計画町民アンケートでは、町の政策分野における公共交通機関、情報通信においては、現状の満足度は低く、将来の課題としての重要度は高いといった報告がなされ、今度の町づくりにおける重点改善分野として位置付けられているところでございます。

一方で、これらのアンケート調査からは、議員ご質問の個別のケースやニーズ等を把握しきれていないのも現実であります。また、この間の地域公共交通会議において、通院や買い物など、いわゆる暮らしに直結する移動ニーズ等について議論した経過がある

かのご質問であります。平成21年度から始まった、北部地区における事前予約制乗合タクシー事業以外にはございません。このため、町といたしましては、第6次の総合計画あるいは都市計画マスタープランの策定段階において、役場庁舎内での横断的な議論や検討、更にはそれぞれの策定委員の意見等を踏まえながら、将来の超高齢化社会を見据えた地域公共交通システムの在り方を、関係機関とも連携しながら、議論して参りたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

はい。小野寺議員いいですか。「小野寺議員」。

「小野寺議員」

ちょっと再質問しますが、あのう、今後の方向性としては、ま、評価するということで1問目で、私言いました。つまり、3月議会とその点でまったく変わらないレベルの、私の認識なんですけれども。問題は、多分、でも、3月以降担当課とのやり取りなども含めれば、今の町長の答弁の意味合いは、もっと突っ込んで具体的に状況を把握していくというふうに、意味としてはなってるんだろうと。捉え、捉えたい。捉えましょう。問題は、ですからそれは、今後の計画の中の問題になります。

それで、再質問ですので、それを踏まえて2点お聞きします。今言った、3月議会とは多少違った意味合いでの実態調査、更には現在の把握している部分も含めて、それを来年以降のいろんな計画の中に最大限、ま、埋め込む努力をするとしてもですよ、しても。やはり先ほど私パネルなどで示した、あのよう内容っていうのはですね、今までの町のアンケートからもなかなか導き出すには難しい実態。トイレが近くなるので、ちょっとバスは乗り辛いんだよねとか、だとかですね、ですからね、もっと本当に、先程目の前にある移動困難制約者、免許返納したいけれどもなかなか返納できない、そういう人達の、もう少し実態をきちっと聞くという場、もしくはそれをフォローしている団体、等から、もう少しね、生の声を聞いたうえで、その計画に反映していくと。つまり、タクシー、バス対策だけでは、そこを困難、解決できない部分があるという、そこを認めて頂きたいんですよ。そのためにも把握、きちっと具体的な、当事者というか、事情帯も含めて、把握してもらいたい、と思いますので、その点についてどうかと。

それから2問目。で、1問目の質問はあくまでも実態把握をということですので、本体であればここまでに留めておきたいんですけども、当然、3月6月の延長線で、この実態把握等、直近の問題でいうと先ほど、福祉有償運送の具体的な対応も少し出ました。ですからその点について再質問でお聞きしたいと思うんですが。バス、タクシー、それから江差町としてのいろんな補助制度、町民課等でやってる補助制度、しかしそれだけでは救われないという意味での、福祉有償運送について、先程もいいましたが、これはパネルでも見せましたが、江差町内で団体としては3つでしょうか、いわゆるNP

○なども含めて、福祉団体も含めて、3つが福祉有償運送を函館陸運支局と江差町、両輪で、具体的に利用者の必要性を認めるのは、かなり江差町に下駄を預けてる。預けられてるといふ側面もあります。制度上。そうしますと、こういう方は、福祉有償運送の利用が必要性が認められるということも含めて、制度上、可能な限り、江差町としてもサポートしていく、そのことによって、先程言った、なかなかバスは使いづらい、タクシーは使いづらいっていう方も買い物、通院、社会的参加等にも、今ままで3回だったところを2回休んでいたとかですね、病院に行くのもちょっと休んでいたではなくて、福祉有償運送を使えば、きちっと買い物も移動もできるというふうにするべきだと思うんです。そういう意味で、その事業体に対する、改めてしっかりとサポートをするべきだと思います。この2点について再質問いたします。

「まちづくり推進課長」

「まちづくり推進課長」

(議長)

「まちづくり推進課長」。

高齢あんしん課でないのか。「高齢あんしん課長」。

「高齢あんしん課長」

小野寺議員の1問目の再質問について、私よりご回答させていただきます。1問目もありましたけども、我々も一応鋭意努力して把握に努めさせて頂いているところは、議員ご理解頂けるかなと思っております。で、さらには、現在、福祉有償運送進められておりますNPO法人さんからも、生の声を聞かせて頂くという事も進めて参りたいと思っておりますし、さらには職員もご自宅に、高齢の方のご自宅を訪問しているほか、役場に来庁されましたお客様等々からも、その点のお話を聞きながら、今後も状況把握に努めて参りたいと思っておりますので、ご理解のほどをお願いいたします。

(議長)

「まちづくり推進課長」。

「まちづくり推進課長」

地域公共交通会議の所管する課として、全体を含めたご答弁させて頂きたいと思えます。まず、議員おっしゃるですね、自家用の有償旅客運送、これは06年に道路運送法が改正されて、制度化されたというところがございます。それと、一方で、この最近、その、議員おっしゃるとおりですね、これらを利用できない方、あるいは足腰が弱まって、外出ができない方。こういった外出支援というのも非常の課題ということであら

れております。で、議員もご承知だと思いますが、今、民間の方々が地域助け合いの中で、色々なサービスを行っております。その中では、移動手段というのも一つのカテゴリーにありまして、まったく対価を要しない完全無償型とか、あるいは私がおじさんをどっかに乗せて行って、いやあ雄司くん千円ありがとうねっていうような、そういう無償運送型。厚意の謝礼っていわれますが、そういう形態もございます。そういった中で、今直近の必要としている方々のエントリーにつきましては、地域公共交通会議の整理といたしまして、まずは介護保険の総合支援事業、これに申請をしていただきたいということ为先般高齢あんしん課と話し合いをしております。そして、その、申し出に沿ってアセスをしていきたいと。アセスの中で必要なサービスということで、外出支援というですかね、移送サービス、これが福祉有償運送に合致するのであれば、それは我々はそれを受けて、会員として認めていきたいと思っております。ただ、もう一つ、これに溢れた方々をどうしますかという、大きなくりの問題がございますので、そこは総合計画もそうですが、総合計画ではきっと踏み込んだ内容までは望めないという気もしております。そこは、総合事業の周知と、それと運輸支局の方ともお話しをしまして、先程の飯田議員のご質問もあります、町全体の交通網の網計画というのが、運輸支局の方で補助メニューとしてありますので、そちらの検討も少し念頭にですね、動いて参りたいと思っておりますので、ご理解願います。

(議長)

いいですか。「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい。2問目に移ります。1問目と、まあ、高齢者の問題では共通しますけれども、2問目としてくりました。高齢者の生活支援体制整備について、ということでお聞きします。要支援者と軽度の方という言い方もしますけれども、高齢者の特に在宅生活を支えるために、地域支えあい協議体という部分と、これ江差町としてですね、各自治体にもあるんですけれども、自治体元で。あと生活支援コーディネーター、そういう部分で、今江差町でいいますと、まちづくりカフェなどを展開しております。これは3月議会でも、今の事業展開についても積極的に進めて頂きたいという、そういう立場で3月議会でやりとりしましたが。で、そのコーディネーターと協議体に、そもそも、最初に求められていたのは、介護保険事業が改正されて、いわゆる総合事業というものを導入されて、この事業がコーディネーター、協議体という部分が動き出したんですけれども、そもそも最初に求められたのは、高齢者の生活支援、そのサービスをする体制整備、どうやって推進していったら良いの、それを目的として、先程の1問目にも通ずる問題なんですけれども、もちろん移動サービス以外ということも含めて、日常の生活ニーズ調査、食事だとかもそうでしょう。そういうニーズ調査や既存の地域ケア会議等、

で、地域の高齢者支援のニーズと地域資源の状況を把握していくと、いうこと。これはいろいろ厚生労働省等の資料にうたわれていることだと思います。それで、先程いった軽度の方、まあ要支援者などの高齢者。それだけじゃなくて、一般高齢者も含めて、外出、移動、食事、自分の健康が心配だ、介護が必要になった、社会参加がやはり求められる。外出引きこもりにならないように、外出しよう。そういうニーズ本当に多岐に渡ると思うんですけれども、また、地域によって、待場、あと本当に椴川だ、五厘沢だ、本当に地域によって多岐に渡ると思います。いろんな違いがあると思います。それで、あらためて、現時点でお聞きしたいと思うんですが。この高齢者の、先程1問目では、移動手段に特化してお話し聞いたんですけども、もっと全般に高齢者の日常生活のニーズ調査、これが協議体とかまちカフェとか、そういう議論、活動を通してどういふふう高齢者の在宅生活を支えるうえで、具体的に課題、問題点、高齢者から浮かび上がってきているのか。今も丸三年で四年目に入るんですか。ですからこの間、貴重な経験が、貴重な調査が当然あったはずなんです。で、そういう中からどういう問題点が浮かび上がってきたのか。まず、紹介して頂きたいと思います。

(議長)

はい。「町長」。

「町長」

高齢者の生活支援体制整備に関するご質問でございます。これまで地域実態把握調査やタウンミーティング、地域支えたい協議体、まちづくりカフェを地域で支えあえる体制の構築を目指して、町民の皆さんとともに進めてまいりました。様々な要望や地域課題が出されており、その全てをこの場は紹介できませんので、大きく共通している事項について、3点ご紹介させていただきます。

まず、人口減少、少子高齢化に関わることですが、町内会や老人クラブ等の担い手が不足しており、役員の受け手や行事等を行ううえで支障が出始めていることや、大雪の時などの除雪が困難であること。子ども達と触れ合う機会、場所が無くなっていることなどが挙げられます。

次に、1問目のご質問にも関連いたしますが、路線バスの運行本数が少ない。地域商店の廃業により、買い物が不便であり、買い物バスを復活してほしいという要望もございます。

次に、地域における触れ合い、集いの場や、食事を共にできる場所が欲しいなどの声もありますが、反面、人付き合いが苦手であり、人の集まる場所には行かない等の声もございます。

その他にも色々な要望等がございますが、これらの中から、それぞれの地域の皆さん、協議体、まちづくりカフェ等での活動でできることをみつけ、町民の皆様が主体と

なり、解決に向けた活動をされております。

ただ、挙げられております要望や課題は、議員ご指摘のとおり、多岐に渡っております。地域支えたい協議体や生活支援コーディネーターが中心となり、地域全体の高齢者支援のニーズ把握に一層努めてまいります。行政といたしましても、各種団体や地域の協力を得ながら、具体的な支援、サービスのあり方を検討してまいりたいと考えております。

(議長)

はい。「小野寺議員」。

「小野寺議員」

ええと、多分、今出された課題については、私もほぼ同一な見解を持っている内容だろうと思います。問題は、今、コーディネーターの方も含めて、協議体の論議も含めて、今のような課題が各地域の実態調査からも浮かびあがってきている。もしくは来ている。で、それをどうするか。どうするか、です。これはなかなか介護保険、一般の高齢者も含めて、介護保険として括った事業展開するのが、一番、今の江差町として、独自の事業としてはなかなか困難だとすると、介護保険全体の中での、一般方も含めた事業展開だとすると、次期介護保険事業計画、今国の方でも、次期計画について、要介護1、いや、5、4、いやごめんください。1、2を国の制度から落として、廃止して、各自治体に降ろそうとか、今の要支援1、2と同じようなやり方も、かなり強烈に出てこようとしておりますけれども、次期計画の中にしっかりと、今町長達がおっしゃった課題をどうするかということを、具体化するためにも、まさしく今、今年、来年、具体化しなければならない課題です。ある程度、まったく目新しいものを引っ張ってくるということも、そんなになんじやないかなと私は思ってるんですよ。現在の中でも、そういう軽度の方などを、ちょっと専門的に確か言われているのは、訪問事業でもA型、B型、C型、D型、特にD型あたりが移動も含めて、使えるんじゃないかなとかって、こう、輪切りにした事業展開を国でも展開しておりますけれども、いずれにしても、先程食事、移動、サロン、集いの場、これを国でも想定している事業の中に、しっかりと組み込んでいくことが、私は一つの選択肢として、やっていかなきゃならないと思うんですよ。いろんなことをなにか論議しているかもしれませんが、どうもね、堂々巡りの論議で終わってしまったら、本当に高齢者は救われない。目の前にある困難層をね、論議だけしてしまって、いつそれを具体化するんだと、もう目に見える方法論を出さなきゃならないと私は思ってるんですよ。その点について、担当課の考え方をお聞きしたいと思います。

(議長)

はい。「高齢あんしん課長」。

「高齢あんしん課長」

小野寺さんの再質問のご回答をさせていただきます。まず、我々、議員ご承知のこと、通りなんですけれども、まちづくりカフェを筆頭といたしまして、地域支えあい協議体等々を踏まえて、地域のニーズですとか、課題を拾い上げながら、地域でどうやってそれらを解決していけるかっていうのを、力点に置きまして、これまで三年間活動してきておりますし、これからもそういう動きを進めていくのは、当たり前なことなんですけれども、それを踏まえまして、実は反面、議員ご指摘の通りですね、介護予防日常生活支援総合事業におきます、サービスの類型でございます。訪問型サービスや通所型サービス、更にはその他生活支援サービスについての取り組みが若干遅れているという点につきましては、否めないところであります。それらにつきまして、現在我々も、課内での協議になってございますけれども、どのように取り進めていくか等々を介護保険係並びに包括支援係の方と共にですね、協議を進めているところでして、ただ実際、町内各それぞれの地域においては必要なサービスがまず異なっているということ。多様なニーズになっているということ。また、介護保険の特別会計におけます財源、国の交付金等の話になりますけれども。また、現在の介護保険計画、それらの兼ね合い。さらには公共交通機関等との調整等々も必要になって参りますので、それらを踏まえながら、次期計画、8期計画が策定が来年度からスタートいたします。それらに8期計画の中に盛り込みながら、事業実施の方、取り進めていけるよう努めて参りたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

(議長)

はい、小野寺議員。3回目の質問ですか。「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい。えっと。2問目についてはもうしません。是非頑張ってください課長。時間はそんなになんないと思いますので、よろしくお願ひいたします。町長の方もよろしくお願ひいたします。

で、3問目です。町のいわゆる臨時職員、非正規職員について、これも一般質問、予算審議で何回か取り上げた問題ですが、いよいよ目の前に迫ってきております。地方公務員法の改定で、地方自治体の非正規職員、一年任用の会計年度任用職員として制度化されまして、2020年度から施行されるために、各自治体で条例化の準備が進められております。9月議会でしょうか、12月議会でしょうか。条例案が出ると思います。それで、この、正規職員を前提としているはずの地方公務員法。しかし、実際は職員の非正規化がどんどん、この江差町も含めて進んで、いわゆる低賃金、不安定雇用、官製

ワーキングプア、これが全国的にも増えまして、社会問題となっております。それに加えて今回の、この地方公務員法の改定で、私は次のような問題点があって、これが深刻化する、本当に懸念されているのではないかと思います。何点かあげます。

一つ。会計年度任用職員、これからの名前、新しい制度こういう名前になりますが、会計年度任用職員、任用の回数、継続期間に制限がない。非正規職員であっても公務員だとして、民間に適用されているパート労働法や労働契約法、これが適用されない。それから、非正規雇用で、いわゆる5年を超えた場合に無期雇用に転換するという、転換規定、これ申込みの権利も、これも適用されない。何年働いても、場合によっては非正規のまんま。それから、1年任期のため、昇給がないどころか、自治体の意向で突然雇い止めされるおそれがある。こういう問題が指摘されています。あと、フルタイムかパートタイムに分けられます。で、それで、手当が、格差がつけられると。これが現在の、いわゆる臨時職員の方が、会計年度任用職員になるうえにおいて、こういう問題点が私は考えられます。

で、国会の質疑では、法改定の主旨は、地方公務員法の改定の主旨は、任用の適正化と勤務条件を確保するという。それから不利益変更がおこらないようにしていく。そういう答弁、やり取りの中で出ております。私としては、まず国のそういう状況等も踏まえながら、3点質問いたします。

一つ目。正規職員と同等の職務内容の非正規職員、私は江差町の状況を見てもいると思います。いる。そういう正規職員と非正規職員との職務内容が同等だという場合、やはり私これは、正規職員化を進めること。これは第一条件だろうと、前提だろうと私は思います。

二つ目。条例の制定にあたって、非正規職員に対しての賃金。労働条件の引き下げなどの、先程国会で論議になっていた、不利益変更は行わない。このことによって、切り下げるということをさせない。しない。

三つ目。正規職員との同一労働同一賃金。で、これに向けた、これはなかなか法律的には、あの、しんどい部分なんですけれども。自治体の努力を、続けることと。私は最低この四つの、三つ、江差町としても貫徹すべきだと思いますけれども、四つの点について、町長の見解を伺います。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」

小野寺議員の3問目、町の非正規職員に関してのご質問にお答え申し上げます。

まず1点目の非正規職員を正職員化することにつきましては、平成29年9月議会での答弁の繰り返しと、にもなりますが、定員適正化計画を基に、全体的に考えていることから、現時点におきましても、正規職員化は困難であるものと考えています。しかしながら、一部職種によっては必要性が出てくる可能性があることから、考察して参りたいと考えております。

2点目の非正規職員への賃金、労働環境の引き下げに関してましては、会計年度任用職員制度に準拠した賃金、労働条件で設定することを基本としておりますし、パートタイムとなる職員には、期末手当が支給され、フルタイムとなる職員は、支給される手当の種類や休暇の種類で、大幅に改善されることとなりますが、条例の制定にあたっては、細心の注意をはらいながら整備して参りたいと考えております。

最後に3点目の、同一労働同一賃金に関してでございます。会計年度任用職員制度においては、職務の内容や責任の程度は常勤職員と異なる設定をするとされていることや、給与面においても、制度に準拠することを基本とすることと、基本とすることとなりますので、ご理解願いたいと思います。

今後におきましても、対象となる非正規職員はもちろんのこと、職員の説明を行うなど、大きく変わる会計年度任用職員制度に対応して参りたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい。「小野寺議員」。

「小野寺議員」

課長申し訳ない。総務課長、ごめん。条例の提案はどういう今スケジュールになっているか、そこだけちょっとすいません。再質問でお聞きしたいと思います。申し訳ない。

(議長)

「総務課長」。

「総務課長」

会計年度任用職員制度に係ります、条例の制定あるいは一部改正等々につきましては、本年12月議会に提案すべく、今準備をしているところでございます。具体的にはですね、職の必要性を検証したうえで、任用根拠を明確にする。二つ目にフルタイム、

パートタイムの区分け。三つ目として、給与関係、勤務条件、任用の手続き等の整理。そして、職員団体との協議等々をですね、9月、10月頃までには終えまして、11月には議員の皆さんに説明をさせて頂いたうえで、12月議会への提案というふうに今思っているところでございます。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい。「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい。では最後に移ります。

防災関係であります。5月に北海道が主催で防災総合計画、ああ訓練がありました。それもありませんので、改めて今回四つ目として、防災対策を着実に強化しようという標題でおこしました。先ほどいいました、北海道の防災総合訓練、江差町として私も住んでおります南ヶ丘のふれあいセンターで、避難者の受け入れという訓練、行わせて、参加させて頂きました。大変貴重な経験、体験をさせて頂いたと思っております。その体験から何点か感じたことを、ある意味提案ということもありますが、町長の所見をお聞きしたいと思えます。

それで、まる1ですが、一つ目ですが、改めて今回の訓練、実感しましたのは、やはり南ヶ丘、私の住んでいる南ヶ丘だけで考えても、やはりあんなに大きくなくても良いから、訓練は、もう、短い期間、できれば1年、2年位でも、実施、それは町が実施する、いやいや自治会が主体となって、町にいろんな意味で援助してもらおう。色々やり方あるかもしれませんが、そういう意味では、地域の自治会の努力ということもまた求められると思えますが、いずれにしても、これは自治体と、町と地域と一体となって結果的にやらなければならない、なりませんので、やはりそういう意味で、いつ津波が、大きな災害があるか分からない。そういう意味で、各地域、あの、積極的にやっているとところもあれば、数年やっていないところもあると思えます。そういう点で、是非、大変な仕事になるかもしれませんが、まずできないでしょうか。というのが一つ。

二つ目。北海道では今、条件の厳しい時。例えば冬だとか、ですね、夜間だとか、そういう訓練をやってるし、これからもやろうとしております。で、私も本当に思います。冬、それから本当にもう、真っ暗な時、いずれにしてもそういう条件の悪い時も、度々っていうわけにもいきませんけれども、これも江差町として何とか地域の協力を得ながらできないのか。が二つ目。

で、三つ目。これは私の持論ですけども、本当に拠点、拠点、全てとは言いません

が、全ての避難所とはいいいませんけれども、一定程度拠点とすべき避難所というのは、それは私は北部だ、中心部だ、ま、南部だ、一定程度そこはある程度強化していくという事は必要じゃないかなっていう意味で、拠点拠点ってよくいうんですけども。そういう所に、すべからくの避難所には無理にしても、一定の拠点と思われるところには、災害備蓄品、先だつての総合訓練の中でも、いろんな物が北海道等から実際に展示、さらには提供ありました。で、それを少しずつ備蓄していくと。先だつては段ボールベットの組立。大変あれは好評でしたね。みんなでワイワイと集まって、段ボールベットを組み立てるのに、本当に難しいというか、実際に組み立てたら、これは有用な避難先のベットだなということも含めて、それから災害用のトイレもありました。いずれにしても、ただ訓練の時にそれを見る、やるだけじゃなくて、できれば計画的にそれを備蓄していくと。そうすると訓練にもそれすぐ地域で使える。やれる。という意味で、まる3あげました。

最後。大きな意味での防災訓練とはならないかもしれませんが、日常的にということも含めてですが、よく、AEDの、自動体外式除細動器、ごめんない。AED、これ良く訓練等、南ヶ丘でもやりますけれども。で、問題はですね、地域にない、ちょっと離れたら小学校だとか、南ヶ丘ですと運動公園にあります。その、地域でなんかあったらすぐそこで運び出して、そっからもってきて、そのAEDを訓練だけじゃなくて、何かあった時にそのAEDを使うということを考えた場合に、先程も言いました、一定の拠点の避難所になるであろう、学校等は当然あると思うんですけども、集会所あたりについては多分ないと思うんですが、あるところがあればちょっと教えて頂きたいんですけども、そういうところにもAEDをきちっと設置するというのが、私は必要ではないかという気がします。

以上、四つ、提案という形で、町長の所見をお聞きしたいと思います。

(議長)

「町長」。

「町長」

小野寺議員の4問目、防災体制に関するご質問にお答え申し上げます。まずご質問を申し上げる前に、去る5月25日の実施の北海道防災総合訓練に五勝手町内会と南ヶ丘自治会、約80名の方の参加者により、避難訓練及び避難所運営訓練を終えることができましたことについて、両町内会、自治会に感謝申し上げます。

さて、ご質問の1点目として、地域での訓練実施についてでございます。各町内会では、災害に対する意識が高くなっていることから、町内会独自での防災訓練や防災研修会が、年間で5か所程度の町内会で実施されており、町からも担当職員が参加させて頂き、図上訓練や避難訓練、さらには消防職員による救急救命講習などが行われている現

状であります。が、しかし、実施されていない町内会を含め、各々の町内会にも一層の呼びかけをし、連携しての訓練実施を継続して参りたいと考えております。

2点目の条件の悪い時期での訓練の実施についてでございますが、積雪寒冷期での避難所開設を課題と捉えております。積雪寒冷期での避難はもとより、避難生活の体験も含めた訓練の必要性も感じていることから、実施に向けて、努めて参りたいと考えております。

3点目の集会所への備蓄整備についてでございますが、資機材を含めての備蓄品は防災備蓄センターで一括備蓄しており、北部地区での分散備蓄も検討しているところでございます。現状で避難勧告、避難指示に伴って避難所を指定する場合は、災害の種類や災害の大きさによって避難所を固定できないことから、効率性を考えて指定した避難所に備蓄品を搬入することで、今後も対応していきたいと考えております。

なお、備蓄品の整備につきましては、今年度で積雪寒冷期での避難所開設を想定し、暖房器具、発電機に加え、段ボールベットや生活必需品を含め、整備を図ることとしておりますが、最終的に災害時備蓄計画期間中で、目標数値に近づける努力をしていきたいと考えております。

最後に集会所へのAEDの設置についてでございますが、役場、学校、社会教育施設等の公共施設11か所に設置している状況の中で、防災拠点、介護拠点施設としての集会所に、今の11基からの増設して設置すべきなのかどうかも含めて、集会所のみならず、町全体として考えて参りたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

いいですね、小野寺さん。

以上で小野寺議員の一般質問を終わります。

以上で今定例会に通告がありました一般質問は全て終了いたしました。

これで一般質問を終結いたします。